

地籍調査支援システム賃貸借 公募型プロポーザル審査要領

1 趣旨

この要領は、地籍調査支援システム賃貸借公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき実施する公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）を公平公正に実施するための審査基準を定めるものとする。

2 審査の実施主体

- (1) 本件プロポーザルの審査は、地籍調査支援システム賃貸借公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施する。
- (2) 公平公正な審査を担保するため、審査委員会の委員の所属、氏名等は一切公表しない。
- (3) 審査に関する最終権限は、審査委員会の審査委員長が有するものとする。
- (4) 審査の実施に必要な庶務は、都市整備課地籍調査室において処理する。

3 参加資格要件

- (1) 本件プロポーザルの参加資格要件は、実施要領第3項記載のとおりとする。
- (2) 実施要領第6項により参加申込書を提出した事業者が参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。当該事業者が参加資格要件を満たさなくなった場合も、同様とする。

4 事前選考

- (1) 本件プロポーザルを効率的に実施するため、参加申込書を提出した事業者が5社を超えた場合は、事前選考により参加者の絞り込みを行う。
- (2) 事前選考は、提出された企画提案書を基に、別表の審査項目「プレゼンテーション、デモンストレーション、ヒアリング」を除く審査項目により実施する。
- (3) 事前選考による順位が上位の5社について、本件プロポーザルプレゼンテーションへの参加を認める。
- (4) 事前選考により決定した参加者のうちから参加辞退者又は失格者が出た場合であっても、順位の繰上げは行わない。
- (5) 事前選考を実施した場合は、速やかに事業者の結果を通知する。

5 審査基準等

- (1) 本件プロポーザルの審査方法は、企画提案書を基にしたプレゼンテーション及びデモンストレーション、ヒアリングとし、審査の評価基準及び配点は別表のとおりとする。

- (2) 配点の合計は、130点とする。
- (3) それぞれの事業者の獲得点数は、審査委員会の委員が別表の基準に従いそれぞれ採点した点数を審査項目ごとに単純平均して小数点以下を四捨五入した点数を合計した点数とする。
- (4) 獲得点数が65点未満の事業者は、要求水準に満たないものとして失格とする。
- (5) 事業者が1社のみの場合であっても、審査委員会が審査を実施する。

6 順位の決定

- (1) 審査委員会は、次に掲げる方法により事業者の順位を決定する。
 - ア 前項第3号の獲得点数が高い順番に、事業者に順位を付与する。
 - イ 獲得点数が同じ事業者が複数存在する場合は、以下の手順によりそれらの事業者間の順位を確定する。
 - ① 獲得点数が同点の場合は見積書記載の価格が低い事業者を上位とする。
 - ② ①が同列の場合は、審査委員長の採点結果が高い事業者を上位とする。
 - ③ ①及び②が同列の場合は、くじ引きにより上位を決定する。
- (2) 前号の方法により確定した第1順位の事業者を、優先交渉権者とする。
- (3) 順位の確定後、速やかに各事業者に獲得点数及び順位を通知する。また、第1順位の事業者名は、矢板市公式ウェブサイト上で公表する。

7 審査過程等の不開示

審査委員会による審査過程及び審査結果の詳細については、矢板市情報公開条例（平成14年3月20日矢板市条例第6号）第8条第4号により不開示とする。

8 異議申立ての禁止

審査結果その他の審査委員会の決定事項について、事業者からの異議申立てを一切認めない。

9 その他

この要領に定めるもののほか、本件プロポーザルの審査に必要な事項は、審査委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年9月30日から施行する。

別表

審査項目 【主な評価対象】	評価基準	配点
事業者評価 【会社概要書】 【配置予定技術者等 調書】	○事業者の信頼性について評価する。 ・地籍調査事業に精通し、事業の普及促進及び技術 向上等に努めているか。 ・技術者は適切に配置されているか。	5
業務実績 【業務実績調書】	○栃木県内（市町）における地籍調査支援システム の導入実績を評価する。 ・上限5件までを評価する。（1件当たり1点） ・1契約当たり1件とする。	5
機能要件 【機能確認書】	○矢板市が要求する機能要件について評価する。 ・機能要件確認一覧表の回答内容を単純加点。 ・最大0.5点×70項目で35点とする。 ・○：0.5点、②△：0.25点、③×：加点なし	35
企画提案(1) 画面構成・視認性 【企画提案書、プレ ゼンテーション】	○システム全体のレイアウトの「見やすさ」を総合 的に評価する。 ・調査工程に沿ったメニュー構成になっているか。 ・コマンドやボタン配置は見やすいか。 ・必要なデータが検索・抽出しやすいか。	5
企画提案(2) 使用方法の簡便性 【企画提案書、プレ ゼンテーション】	○システム全体の操作方法の「簡単さ・便利さ」を 総合的に評価する。 ・直感的な操作が可能か。 ・ストレスなく使用していけるか。 ・各種帳票がスムーズに作成可能か。 ・新任担当者でも、短期間で習得可能か。 ・マニュアルやヘルプ機能は分かりやすいか。	5
企画提案(3) システムの拡張性 【企画提案書、プレ ゼンテーション】	○システムの「改修対応への柔軟性」を評価する。 ・制度改正等、将来的な機能拡張に対応できるか。 ・市の希望する帳票ひな型の作成は可能か。 （または、十分なカスタマイズ機能があるか）	5
企画提案(4) 地籍簿作成機能 【デモンストレーシ ョン】	○「地籍簿」に関する機能を評価する。 ・地籍簿に関する事務効率の向上に寄与するか。 ・誤入力や入力漏れが生じにくいのか。 ・過去の処理内容を把握（チェック）できるか。	5
企画提案(5) 図面作成機能 【デモンストレーシ ョン】	○地籍図や素図作成に関する機能を評価する。 ・基本的なフォーマットの地図データを取り込み、 編集できるか。 ・画地や測点の編集、交点計算が簡単にできるか。	5
企画提案(6) 地籍簿と地籍図のデ ータ連携機能 【デモンストレーシ ョン】	○地籍簿と地籍図のデータ連携に関する機能を評価 する。 ・連携方法は簡易か。 ・データが自動上書きされるフローは、事務処理上 のミスが起きにくいよう配慮されているか。	5

企画提案(7) 測量成果の印刷交付 【デモンストレーション】	○「成果図面の出力」に関する機能を評価する。 ・市の要求イメージに近い図面が出力可能か。 ・一筆図（測量図）、筆界点番号図等を、任意の用紙サイズ・縮尺で印刷できるか。 ・地番や点名は見やすく自動配置され、簡易かつ迅速な交付ができるか。	5
企画提案(8) CAD 編集機能 【デモンストレーション】	○CAD の「既存図面の編集機能」を評価する。 ・地番図（dxf）を取り込み、簡易な編集（単純な描画やコメント入力）が直感的にできるか。 ・白図（sfc）を取り込み、指定範囲の囲い込みや距離計算・面積計算ができるか。	5
企画提案(9) セキュリティ対策 【企画提案書、プレゼンテーション】	○個人情報漏えいを防ぐ体制について、物理的・人的の両面から、総合的に評価する。 ・システムのログイン方法、ネットワーク構築方法 ・組織として、情報セキュリティの向上に取り組んでいるか。	5
企画提案(10) 障害発生時対応 【企画提案書、プレゼンテーション】	○下記のことについて総合的に評価する。 ・障害発生対策（メンテナンスやバックアップ）は万全か。 ・障害発生時の対応は万全か。	5
企画提案(11) プレゼンテーション、デモンストレーション、ヒアリング	○下記のことについて総合的に評価する。 ・提案内容をわかりやすく説明しているか。 ・業務内容を十分に理解しているか。 ・質疑に対する確かつ簡潔明瞭に回答しているか。	5
提案価格 【見積書】	○見積価格は技術提案内容を勘案して、その品質確保の観点で妥当かつ競争力のあるものかどうかを評価する。 ○提出された見積価格からデータ移行費相当分を控除した額を「見積比較対象額」とする。 ①獲得点数は、見積価格を次により点数化した点数とする。 $\text{獲得点数} = \text{配点} \times 0.5 \times (\text{Pmax} - \text{Pi}) / (\text{Pmax} - \text{Pmin}) + \text{配点} \times 0.5 \times (\text{Pmin} / \text{Pi})$ Pi：当該事業者の見積比較対象額 Pmax：見積上限額(12,000,000 円) Pmin：最低見積比較対象額 ※小数点以下四捨五入とする。 ②不当な低入札価格と認める場合(概ね他の事業者の平均見積価格の 1/2 以下の額)は、獲得点数を減点することがある。 ③データ移行費相当額が著しく高額である場合は、獲得点数を減点することがある。	30

備考

- 1 審査委員会の委員は、各審査項目の評価基準に記載された視点でそれぞれ自由に採点する。
- 2 各審査項目の点数は、審査委員会の委員が採点した点数を単純平均し小数点以下を四捨五入した点数（0点から配点まで）とする。
- 3 事業者の獲得点数は、各審査項目の点数を合計した点数とする。
- 4 限られた時間での審査となるので、企画提案書に記載した内容はプレゼンテーションの際に説明を省略したとしても評価の対象とする。ただし、企画提案書の記載内容とプレゼンテーションの内容又は質疑応答による説明の内容に齟齬があると認めるときは、必要な加点、減点を行うことがある。